

熊本市農業委員会総会議事録

1 日時 平成25年12月6日(金)午後 1時30分 招集

1 場所 熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市役所14階大ホール

1 出席委員 48名

1番 税所 史熙	2番 福原 幸一	3番 谷口 憲治
4番 米村 昌昭	5番 牛島 國廣	6番 藤岡 照代
8番 林田 智博	9番 角居 登	10番 瀧口 幸司
11番 森 日出輝	12番 杉本 清和	13番 村上 義博
14番 網田 稔	15番 村中 英次	16番 南 順二
17番 角田 一誠	18番 嶋村 鎮雄	19番 春口 豊徳
20番 田中 求	21番 山口 謙藏	22番 松村造酒夫
23番 梅田 義弘	24番 清崎 勝矢	25番 牛嶋 弘
26番 渡辺 智明	27番 麻生 隆弘	28番 園田 操
29番 村上 智弘	30番 澤田 公俊	31番 村上 正春
32番 橋本 春利	33番 馬原 清隆	34番 一木 文雄
35番 上田 守王	36番 北口 和皇	37番 古川 盛康
38番 吉田 一幸	39番 榊永 築	40番 西川 秀文
41番 成松 道敏	43番 杉浦 照雄	44番 志柿 茂喜
45番 内田 康喜	46番 前田 道弘	47番 藤本 照義
48番 田上 義則	49番 清田 政敏	50番 上田 芳裕

1 欠席委員 1名

7番 宮本 隆幸

午後1時30分 開会

事務局 それでは、定刻になりましたので、ただいまから平成25年度第9回熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会への出席は、農業委員総数49名中48名でございますので、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定に基づき、総会が成立しております。

それでは、会長にご挨拶をお願いいたします。

会長 皆さん、こんにちは。いつもは午後から役員会、総会となっておりますけれども、今日は特別に講演会等ございまして、12時に役員会をしまして、総会が1時半になっている訳でございます。大変お忙しい中にご出席いただきまして、本当にありがとうございます。

今日の総会が、審議がスムーズに進行できますように、よろしくお

願いしまして、ご挨拶といたします。

それでは、ただいまより平成25年度第9回熊本市農業委員会総会を開催いたします。

事務局 総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり、議事の進行を行うことになっております。  
それでは会長、よろしく申し上げます。

議長 それでは、議事に入りますが、会議に入るにあたり、総会次第の3の議事録署名者及び総会書記を指名します。本日の議事録署名者は45番の内田康喜委員と46番の前田道弘委員を、書記に水上賢崇主任主事を指名いたします。よろしく申し上げます。  
本日の議事は、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請、会許可分から第7号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願及び追加議案、農業委員の辞任同意についてまで、8件でございます。  
議事に入ります前に、議案の取り下げがあるようですので、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 議案の取り下げについてご説明いたします。  
まず、議案書11ページの5番ですね。議案書11ページの5番ですけれども、これが取り下げになっております。  
続きまして、13ページの3番、この2件が取り下げになっております。  
それから、今度は取り下げではないんですけれども、第2号議案ですね、それが9ページになりますけれども、9ページの第2号議案の競売買受適格証明願につきましては、熊本地方裁判所での競売が中止になりましたので、1番から5番まで全ての議案が廃案になっております。  
以上で説明を終わります。

議長 それでは、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請、38件でございます。地元委員の報告に当たりましては、農地法第3条2項の判断基準により、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。  
それでは、1番、申し上げます。

19番 春口豊徳委員

1番から4番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。  
1番は、経営拡張のため農地を取得されます。許可後は、大根、白菜、高菜を作付される予定です。

続きまして、2番、経営拡張のため農地を取得されるものです。許可後は、水稻を作付されます。

3番は、戸島町の農業生産法人が経営拡張のため農地を取得されるものです。許可後は、露地野菜を作付されます。

最後に4番です。4番も経営拡張のため農地を取得されるものです。許可後は、甘薯を作付されます。

以上、4件、先日の地区委員会で協議しました結果、いずれも下限面積、常時従事要件、地域との調和など、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの結果でした。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、地元委員より1番から4番についてご報告がございましたが、この件について何かございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、5番。

### 37番 古川盛康委員

5番から8番につきまして、地区委員会で協議状況をご報告いたします。

5番は、経営拡張による所有権移転です。譲受人は、現在、水稻と果樹を栽培されており、許可後は、水稻を栽培される計画です。

6番は、経営拡張による所有権移転です。譲受人は、水稻と露地野菜を栽培されている専業農家で、許可後は、水稻を栽培される計画です。

7番は、経営拡張による所有権移転です。譲受人は、蜜柑を栽培されている専業農家で、許可後は、蜜柑を栽培される計画です。

8番は、経営拡張による使用貸借権の設定です。契約期間は6年間です。申請人は、昨年、独立就農され、今回申請されている農地のうち、6,000㎡を借りて耕作されておりましたが、今回はその6,000㎡を一度解約し、申請地全部を借りられる予定です。許可後は、桃、梅、椎茸、露地野菜を栽培される計画です。

以上4件、先の地区委員会で協議し、農地法第3条第2項の各号について検討した結果、申請は妥当と判断しました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、地元委員より5番から8番についてご紹介がございましたが、何かご意見はございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続きまして、9番。

16番 南順二委員

9番、10番につきまして、先の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

9番は、夫へ持分の半分を贈与されるものです。申請者は、蜜柑を作られる専業農家で、申請地にも蜜柑を栽培されます。

10番は、経営拡張のための賃貸借の設定です。申請者は、蜜柑を作られる専業農家で、申請地にも蜜柑を栽培される予定です。

以上2件、先の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しないことを協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、9番から10番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続きまして、11番。

44番 志柿茂喜委員

11番から14番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

11番は、甥への贈与としての農地を取得される申請です。兼業農家で米を作付されておられます。許可後は、米を作られる予定です。

12番と13番は関連で、同じ申請人が経営拡張のための農地を取得される申請です。兼業農家で米を作付されており、許可後は、米を作られる予定です。

14番は、申請人が経営拡張のため賃貸借権の設定をされる申請です。専業農家で、施設園芸で茄子を栽培されており、許可後は、施設園芸の葱を作られる予定です。

以上4件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項の各号の不許可要件に該当しないことを協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、11番から14番について地元委員より報告がございま

したが、何かこの件についてご意見はございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続きまして、15番。

8番 林田智博委員

15番から18番につきまして、地区委員会での協議内容を報告します。

15番は、経営拡張のため農地を取得する申請です。譲受人は、専業農家で、米と施設園芸の茄子を作付されており、許可後は、米を作られます。

16番と17番は関連で、耕作の便宜上、交換により農地を取得する申請です。16番の譲受人は、米と施設園芸のメロンを、17番の譲受人は米を作られており、ともに専業農家で、許可後は、露地野菜を作られます。

18番の譲受人は、兼業農家で、米を作られており、許可後も米を作られる予定です。

以上4件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議しました。ご審議方、よろしくお願いします。

議 長 ただいま、15番から18番まで地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見はございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続きまして、19番。

28番 園田操委員

19番について、先日の地区委員会での協議を報告します。

19番は、父から子二人へ2分の1ずつ贈与される所有権移転の申請です。

申請人は、親子で米、麦を作付されており、申請地には許可後も引き続き麦を作付される予定です。全農地について耕作されており、周囲との調和も図られていることを確認しております。

以上1件について、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議しました。ご審議

方、よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま、地元委員より19番についてご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、20番。

#### 20番 田中求委員

20番から22番について、地区委員会での協議状況を報告します。

20番については、経営移譲、年金受給のための使用貸借権の設定です。借人は、現在大豆を作付されており、許可後も同様に大豆を作付される予定です。また、全農地について耕作されており、地域との調和が図られていることを地元委員が確認いたしております。

21番と22番については、関連でありまして、譲受人が経営拡張のため農地を取得する申請です。譲受人は、現在、水稻、筍、果樹を栽培されており、許可後は、水稻と瓜を栽培される予定です。また、全農地について耕作されており、地域との調和を図られていることを地元委員が確認いたしております。

以上3件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議いたしました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま、20番から22番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、23番。

#### 40番 西川秀文委員

23番から27番についての地区委員会での検討状況を報告いたします。

23番は、譲受人が同居する父から農地の贈与を受ける申請です。申請地は水稻を作付されており、許可後も引き続き水稻を作付されます。

24番は、譲受人が経営拡張のために農地を取得される申請です。

許可後は、蜜柑の栽培を行われます。

25番も、譲受人が経営拡張のために農地を取得される申請です。許可後は、柿を栽培されるそうです。

26番も、譲受人が経営拡張するために農地を取得される申請です。許可後は、西瓜の作付をされるそうです。

27番は、農業者年金受給継続のために使用貸借を設定される申請です。今回申請される農地は市街化区域農地のみで、調整区域内の農地は今回、議案の利用権設定を申請されております。申請地では、現在、施設野菜の栽培されており、許可後も引き続き作付を行われます。

以上5件について検討した結果、いずれも農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないと確認しました。ご審議方、よろしく願います。

議長 　　ただいま、23番から27番について地元委員より報告がございましたが、何かご意見ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、28番。

### 23番 梅田義弘委員

28番から38番について、地区委員会での協議状況を報告します。

28番は、経営拡張のため農地を取得する申請です。譲受人は、勤めの傍ら、主に水稻を作っている農家で、許可後も水稻を作られる予定です。

29番は、農業者年金受給継続のために使用貸借の再設定をされる申請です。借人は、露地野菜を作っている農家で、許可後も露地野菜を作られる予定です。

30番は、独立就農の申請です。先日の地区委員会に出席をいただき、事業計画、取得機械、予定販売先等を聞き取りいたしました。申請人は、以前は家事の手伝いをしておられ、その後会社勤めをされていましたが、退職され、熊本市の新規就農支援事業を受けながら、経験を積まれています。許可後は、トマト、葉物類を作られる予定です。

31番と32番は関連で、耕作の便宜上、交換される申請です。それぞれの譲渡人と譲受人は、兄弟であられまして、お互いの耕作の都合上、便利がいいということで、今回の申請をされました。許可後は、それぞれ露地野菜を作られる予定です。

33番と34番は関連で、独立就農の申請です。先日の地区委員会に出席をいただき、事業計画、取得機械、予定販売先等を聞き取りい

たしました。申請人は、実家の手伝いをしておられましたが、今回独立され、許可後は、施設野菜を作られる予定です。

35番と36番は関連です。35番は、子へ贈与の申請です。36番は、経営拡張のため農地を取得される申請です。譲受人は、水稲と施設野菜を作っておられる農家で、取得後も水稲と施設野菜を作られる予定です。

37番は、農業者年金受給継続のために使用貸借の再設定をされる申請です。借人は、水稲を作っている農家で、許可後も水稲を作られる予定です。

38番は、子へ贈与する申請です。譲受人は、水稲と施設野菜を作っている農家で、許可後も水稲と施設野菜を作られる予定です。

以上11件、地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しないことを協議いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、28番から38番まで地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。2号議案の競売買受適格証明願は、全部取り下げでございます。それでは、第3号議案、事業計画変更承認申請でございます。地元委員、よろしく願いいたします。

#### 19番 春口豊徳委員

1番と2番について、地区委員会で協議状況を報告いたします。

1番と2番は関連で、平成24年に5条の許可を受けていた当初計画者が、資金面等の総合的な理由により、事業を遂行することが困難となったため、今回、事業継承者として三智開発株式会社とファミリーステージ株式会社が事業を継承し、当初の転用目的と同じ宅地分譲地として申請されるものです。

なお、事業計画変更承認申請に併せ、農地法第5条の申請が出されています。先日の地区委員会で現地を確認し、検討した結果、変更後の事業の必要性も認められることから、変更はやむを得ないものとして、申請は妥当であると協議いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、地元委員より1番から2番についてご報告がございましたが、この件について何かご意見はございませんか。



一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり承認することに決定いたします。  
続きまして、第4号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請、  
6件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準  
を照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番ですが、申請人が議席番号37番の古川委員本人に  
なっております。農業委員会法第24条第1項の規定により、議事参  
与の制限により、議事に参与することができません。古川委員は、3  
7番の席から退出いただきます。

(37番委員退室)

#### 49番 清田政敏委員

1番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は、農業施設用の利用への転用許可の申請です。申請人は、申  
請地の隣にライスセンターを所有し、水稻栽培のほか、農作業受託、  
育苗販売等をされております。今回、作業受託の増加、また、経営の  
多角化に伴い、農業施設用地が手狭となったため、育苗施設など、資  
材置き場及び牛糞の堆肥置き場の転用を計画されたものです。

申請地は、農業振興区域農用地域内にあり、転用は原則不許可です  
が、先日、農業用施設用地に用途区分変更が認められ、不許可の例外  
の規定の「農用地利用計画において指定された用途に供するもの」に  
該当すると判断しました。排水計画につきましては、雨水のみで、西  
側に側溝を設け、南側水路へ接続、放流される計画です。周囲の状況  
は、西側に農地がありますが、自己所有地となっております。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査を行い、検討した結果、許  
可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。  
ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、1番について地元委員よりご報告がございましたが、こ  
の件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問  
することといたします。  
古川委員、どうぞ。

(37番委員入室)

議長 続きます、2番です。

#### 4 4 番 志柿茂喜委員

2番から4番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

2番は、貸駐車場設置のため、地目変更を申請されるもので、農地区分は、市街地の区域等に近接する10ヘクタール未満の農地で、第2種農地と判断されます。申請地は、主要地方道熊本港線に隣接する農地で、集落内開発制度指定区域内にあり、周辺の事業所、居住者等からの月極駐車場としての要望が多いため、計画されたものです。転用面積は、田1筆、184㎡に普通車5台、軽自動車1台の計6台分の駐車場を設置されるものです。資金計画については、自己資金で賄われる計画で、金融機関の残高証明により確認しております。被害防除については、周辺に被害が出ないように対策が図られていることを確認しております。給水及び生活雑排水、汚水はありません。雨水については、地下浸透され、オーバーフロー分は、北側道路側溝へ放流される計画です。周囲に農地はありません。工事期間は、平成26年1月10日から平成26年2月20日までの約1カ月間を予定されております。

3番は、宅地拡張のため地目変更を申請されるもので、農地区分は、市街地の区域等に近接する10ヘクタール未満の農地で、第2種農地と判断されます。申請地は、集落内開発制度指定区域内にあり、申請者の宅地に隣接しており、面積も狭く、農地としての利用が困難なため、宅地としての敷地拡張を計画されるものです。ただ、この申請地は約80年前から農業用倉庫の一部として転用されており、知らずに転用していたことを深く反省され、顛末書の添付もされております。給水及び生活雑排水、汚水はありません。雨水については、敷地内に浸透させ、オーバーフロー分は、南側道路側溝へ放流される計画です。申請地の周囲に農地はなく、工事期間は、平成26年1月6日から平成26年2月6日までの約1カ月間を予定されております。

4番は、個人住宅建設のため地目変更を申請されるもので、農地区分は、市街地の区域等に近接する10ヘクタール未満の農地で、第2種農地と判断されます。申請地は県道並建熊本線に近い農地で、集落内開発制度指定区域内にあります。申請人は、現在借家住まいで、持ち家を計画され、交通の便利がよく、上下水道もあり、住環境の整ったこの場所を選定されたものです。転用計画は、畑2筆、267㎡に、木造平屋建ての個人住宅を建設されるものです。他の法令に関する許可については、開発許可が必要になりますが、関係部署と現在、申請・協議中です。また、資金計画については、融資により賄われる計画で、融資証明書等で確認しております。被害防除につきましては、周辺に

被害が出ないように対策が図られていることを確認しております。給水計画は、上水道から給水、排水については、雨水は浸透枡を設置し、オーバーフロー分は北側排水路へ放流、汚水及び雑排水は市下水道に接続される計画です。周囲の状況は、西側に父所有の農地がありますが、同意も得ておられ、影響を与えるような問題もありません。工事期間は、平成26年2月1日から平成26年11月30日までの約10カ月間を予定されております。

以上3件、先日の地区委員会で現地を確認し、検討した結果、これらの案件は立地基準の面、立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面から検討いたしましたところ、転用許可基準を満たすものと協議いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、2番から4番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

　　続いて、5番は取り下げなので、6番。

#### 27番 麻生隆弘委員

6番から7番について、地区委員会での協議状況を報告します。

6番は、太陽光発電設備の申請です。申請人は、会社勤務で、農業に従事する時間がなく、農地の有効利用を検討され、環境に優しい太陽光発電設備を計画されました。資金については、計画を賄う額の融資証明書が提出されております。農地区分については、農地の広がり方が小規模であるため、第2種農地と判断されます。現地の周囲は、東側が山林、北側と南側が申請人の農地、西側は市道を挟んで農地がありますが、隣接所有者の同意は得てあります。転用面積について、太陽光発電設備として適正な面積ではないかと判断されます。雨水の処理につきましては、地下浸透されます。工事期間は、許可日から来年の3月31日までの予定で、許可後、速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

7番は、太陽光発電設備の申請です。申請人は、会社勤務で、農業に従事する時間がなく、農地の有効利用を検討され、環境に優しい太陽光発電設備を計画されました。資金については、計画を賄う額の融資証明書が提出されております。農地区分については、農地の広がり方が小規模であるため、第2種農地と判断されます。現地の周囲は、

東側と北側は市道、西側は申請人の宅地、南側が申請人の農地、隣接所有者の同意は得てあります。一部転用面積について、太陽光発電設備として適正な面積ではないかと判断されます。雨水の処理につきましては、地下浸透されます。工事期間は、許可日から来年の5月31日までの予定で、許可後、速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

以上2件、先の地区委員会で現地確認を行い、立地基準の面及び立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響など、一般基準の面を検討した結果、転用許可基準を満たしていると協議しました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、6番から7番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

　　続きまして、第5号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請、32件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準を照らし、地区委員会で協議状況の報告をお願いいたします。

　　それでは1番、よろしくお願いいたします。

### 36番 北口和皇委員

1番につきまして、地区委員会で協議状況をご報告いたします。

1番は、画図東2丁目にお住まいの申請人が、お子様の成長に伴い、現在居住中のアパートが手狭となられたため、画図町大字下無田の田、2筆合わせて371㎡を取得し、個人住宅を建築されるものでございます。農地区分につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地のうち、特に良好な営農条件を備えた農地である甲種農地と判断されます。甲種農地につきましては、原則不許可となっておりますが、本件は、集落に接続して設置されるものであり、例外規定に該当し、許可は可能と判断いたします。土地利用計画は、住宅1棟の建築を計画されており、工事完了は来年の6月30日の予定でございます。資金計画につきましては、土地の取得費を含めた総事業費3,300万円を全額融資により賄われる計画で、金融機関の融資申込書により確認をいたしております。排水計画といたしましては、雨水は浸透枘にて処理し、既存側溝へ放流、生活雑排水、汚水につきましては、合併浄化槽で処理後、同じく既存側溝へ放流される計画でございます。また、申請地は土地改良区の区域でござ

いますので、今回の転用に対し、差し支えない旨の意見書が添付されております。なお、本件につきましては、開発許可が必要となりますが、転用申請と同時に熊本市開発景観課と協議が行われているということを確認済みでございます。

以上、先日の地区委員会におきまして現地調査を行い、立地基準、一般基準について検討いたしました結果、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。  
　　続きまして、2番。

#### 19番 春口豊徳委員

2番から9番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

2番は、平成3丁目の株式会社九建ホームが、戸島西5丁目の畑、1,128㎡を取得し、建売住宅を建築するものでございます。申請地は、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域で、小集団の生産力の低い農地である第2種農地と判断いたします。土地利用計画は、申請地が集落内開発制度指定地域区域内にあり、ライフラインも整い、今後の住宅需要が見込めることから、申請地に建売住宅5棟を建設される計画です。工事完了は、来年7月31日を予定しております。資金計画につきましては、土地取得費を含めた総事業費8,630万円を全額自己資金で賄われる計画で、残高証明書により確認しております。排水計画につきましては、雨水は集水枡を設置し、オーバーフロー分を南側及び東側の道路側溝に接続、放流、生活雑排水、汚水につきましては、南側、東側にある既設污水管へ接続、放流される計画でございます。なお、排水の処理方法につきましては、熊本市上下水道事業管理者と協議済みとのことです。周囲の状況といたしましては、西側と北側が農地と隣接しておりますが、所有者との調整は済み、同意はいただいているということです。なお、本件につきましては、開発許可が必要ですが、転用申請と同時に市開発景観課と協議が行われていることを確認済みでございます。

続きまして、4番は、益城町の白馬エキスプレス株式会社が小山町の畑、1,489㎡を賃貸借し、流通業務施設を設置するものでございます。増築分につきましては、おおむね10ヘクタール以上の一団

の農地の区域内にあり、第1種農地と判断されます。1種農地につきましては、原則不許可ですが、本件は県道の沿道の区域で、流通業務施設の設置であることから、例外規定に該当し、許可は可能と判断いたします。土地利用計画は、申請の沿道が幅員、車線数等、利便性に優れているため、自社のトラックの駐車場及び従業員の仮眠所として利用される計画で、工事完了は、来年2月28日を予定されております。資金計画につきましては、土地取得費を含めた事業費400万円を全額自己資金で賄われる計画でございます。残高証明書で確認済みです。排水計画につきましては、雨水のみで、自然地下浸透とし、オーバーフロー分を南側道路側溝へ放流されます。

5番から9番につきましては関連で、先ほど事業計画変更承認申請で承認いただきました三智開発株式会社とファミリーステージ株式会社からの宅地分譲の申請です。農地区分は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地の部分が906㎡、小集団の生産性の低い農地である第2種農地の部分が598㎡と1,201㎡の合計1,799㎡と判断されます。第1種農地につきましては、原則不許可であります。総事業面積である14,818㎡のうち、第1種農地の面積906㎡の占める割合が3分の1を超えないことから、例外規定に該当し、許可は可能と判断いたします。土地利用計画といたしましては、総事業面積14,818㎡のうち、今回の総転用面積が2,705㎡で、木造2階建て住宅46区画と道路、公園、緑地等の公共施設利用地として利用される計画で、工事完了は、来年9月30日を予定されております。資金は、各社とも融資により賄われるということで、三智開発株式会社が3,680万円、ファミリーステージ株式会社が1,830万円とのことで、融資証明書により確認しております。排水計画は、雨水は、新設道路内に側溝を設け、新設調整池に集水し、オーバーフロー分は市道排水施設へ放流、生活雑排水、汚水につきましては、各戸、新設合併浄化槽を設置し、処理水を側溝へ接続、放流されます。周囲の状況としましては、隣接農地の所有者に対する調整は済み、同意は得られております。なお、本件につきましては、開発許可が必要ですが、転用申請と同時に市開発景観課と協議が行われていることを確認済みです。

以上、2番から9番まで先日の地区委員会におきまして現地調査を行い、立地基準、一般基準につきまして検討しました結果、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長

ただいま、2番から9番まで地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。  
続きまして、10番。

### 37番 古川盛康委員

10番から12番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

10番は、資材置場及び重機置場への転用で、所有権移転の申請です。12月2日の地区委員会で、申請人立会いの下、現地調査を実施いたしました。調査の中で、隣接地との境界がはっきりしておらず、申請人から境界確定には相互からの立会いが必要で、すぐにはできないとのことでした。そのため、今後、申請地の境界を確定する必要があると判断いたしました。

11番と12番は関連で、個人住宅建築のための所有権移転の申請です。申請人は、現在借家住まいで、結婚を予定されており、新居として住宅の新築を計画されました。転用面積は、合計で300.1㎡です。申請地は、集落内開発制度指定区域内に位置し、農地区分は、10ヘクタール未満の小集団の農地で、2種農地と判断されます。排水につきましては、雨水については、浸透枡を設置し地下浸透、オーバーフロー分は、集水枡を設置し、北側市道側溝へ接続、放流、汚水、雑排水については、北側市道公共下水道へ接続、放流される計画です。資金計画につきましては、全て融資で賄われ、融資証明で確認済みです。周囲の状況は、西側に農地がありますが、所有者からは同意が得られております。開発許可が条件となりますが、同時に手続中であることを確認しております。

以上3件、先の地区委員会で現地調査を行い検討した結果、10番については、境界確定が必要なことから、継続審議、11番と12番については、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま、地元委員より10番から12番までご報告がございましたが、この件については何かご意見はございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、11番、12番については、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。10番については、継続審議といたします。

続きまして、13番。

16番 南順二委員

13番につきまして、先の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

13番は、父からの使用貸借により、農業用倉庫を建設されるものです。申請者は、蜜柑を作られる専業農家で、経営拡張により、現在の倉庫では手狭になり、自己所有農地や農協出荷場に近い申請地を選定されました。申請地は、農業振興地域の農用地域内であり、原則不許可ですが、先日、農業用施設に用途区分の変更が認められており、「農用地利用計画に指定された用途」への転用であり、不許可の例外に該当すると判断されます。土地利用計画は、登記面積550㎡のうち、440㎡を転用し、農業用倉庫、木造平屋建て1棟、160㎡を建設するものです。資金は全額自己資金で、銀行の残高証明で確認いたしております。周囲の状況は、南側が道路、東側、西側及び北側が農地となっており、農地については地権者からの同意は取られていません。排水計画は雨水のみで、地下浸透により処理される計画です。工事期間は、許可後、速やかに着工され、2月末までを予定されており、許可後は目的どおり転用されることを確認いたしております。

以上1件、先日の地区委員会で現地確認を行い、検討した結果、農地の区分から見た立地基準、転用の確実性など、一般基準、いずれについても転用許可基準を満たしており、申請は妥当であると判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、13番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

続きまして、14番。

44番 志柿茂喜委員

14番から19番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

14番は、申請人が個人住宅建設のため所有権移転をされるもので、農地区分は、市街地の区域等に近接する10ヘクタール未満の農地で、第2種農地と判断されます。また、集落内開発制度指定区域内でもあります。申請人は、現在、妻の実家に間借り住まいであり、通勤や子



供の成長等を考えて、持ち家を計画され、職場に近く、生活環境もよいこの場所を選定されたものです。転用計画は、田2筆、499㎡に木造平屋建ての個人住宅を建設されるものです。他の法令に関する許可については、開発許可が必要になりますが、関係部署と現在、申請・協議中です。また、資金計画については、融資により賄われる計画で、融資証明書等で確認しております。被害防除については、周辺に被害が出ないように対策が図られていることを確認しております。給水計画は、市上水道から給水。排水については、雨水は地下浸透させ、オーバーフロー分は北側排水路へ放流。汚水及び雑排水は、合併浄化槽により処理後、北側排水路へ放流される計画です。周囲に農地はなく、影響を与えるような問題もありません。工事期間は、平成26年1月15日から平成26年6月30日までの6カ月間を予定されております。

15番から19番までは関連で、建売住宅建設のため所有権移転を申請されるもので、農地区分は、市街地の区域等に近接する10ヘクタール未満の農地で、第2種農地と判断されます。申請地は、県道畠口川尻停車場線に近接する農地で、集落内開発制度指定区域内にあり、交通の便がよく、住宅の需要も多く見込まれているため、選定されたものです。転用計画は、畑の11筆、3,112㎡で、建売住宅13棟を建築される計画です。他の法令に関する許可については、開発許可が必要になりますが、関係部署への申請がなされております。また、資金計画については、融資により賄われる計画で、融資証明等で確認しております。被害防除については、周辺に被害が出ないように対策が図られていることを確認しております。周囲の状況は、南と北側に農地がありますが、隣接の同意を得ておられます。工事期間は、平成26年1月15日から平成27年3月31日までの約1年3カ月間を予定されております。

以上6件、先日の地区委員会で現地を確認し、検討した結果、これらの案件は、立地基準の面並びに立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響など、一般基準の面から検討しましたところ、転用許可基準を満たすものと協議いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、14番から19番まで地元委員よりご報告がございましたが、この件につきまして何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

続きまして、20番。

#### 28番 園田操委員

20番について、地区委員会での協議状況を報告します。

20番は、申請人が共同住宅1棟を建築されるための所有権移転による転用許可申請です。申請地は、南区役所から300m以内にある農地であり、第3種農地と判断します。申請地は、富合小学校の南西側に位置し、区役所及び国道3号線へも近く、生活環境及び利便性が非常によい土地であるため、選定されました。開発許可が必要になりますが、事前審査の回答書も送付されています。現地の状況は、東側に畑、西側、北側に道路、南側は水路があり、隣接する農地は所有者の農地のみです。給水は、市道敷地内にある既設配水管より引き込み後、給水、排水については、雨水は、敷地内に集水桝を設置し、西側市道側溝に接続放流、生活雑排水、汚水は、北側市道敷地にある既設公共下水管に接続される計画です。また、資金面につきましては、自己資金と融資で賄われる計画で、金融機関の残高証明書及び融資証明書も添付されております。被害防除の計画については、周辺に影響が出ないように対策を図られることを確認しております。工事期間は、平成26年1月20日から26年10月30日までを予定されており、許可後は、速やかに予定目的どおり転用されることを確認しております。

以上1件、先日の地区委員会で現地確認を行い、立地基準の面及び立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響など、一般基準の面を検討した結果、転用許可基準を満たしていると協議いたしました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 ただいま、20番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。  
続きまして、21番。

#### 21番 山口謙藏委員

21番から25番につきまして、地区委員会の協議状況を報告いたします。

21番につきましては、申請人が資材置場を設置する転用申請です。申請人は、現在、建築工業をされておりますが、新たに土木工事をす

ることになり、南方方面からの発注が見込まれることから、資材を置く場所が必要になったために、当地の転用を検討されました。農地の区分につきましては、10ヘクタール以上の農地の広がりがなく、生産性の低い2種農地と判断されます。転用面積が妥当かについては、適切な面積ではないかと判断いたしました。資金については、計画を賄う額の残高証明書が提出されていることを確認しております。給水はなく、排水計画については、雨水の処理は、敷地内に地下浸透し、オーバーフロー分は南側水路へ放流します。生活雑排水、汚水は発生しません。周囲の状況は、西側のみ隣接農地がありますが、土砂流出、日照等に影響が出ないように対策が図られていることを確認しております。

22番につきましては、申請人が貸駐車場を設置する転用申請です。申請人は、近所の住民の以前からの要望により、便利な自宅の隣接地の駐車場設置の検討をされました。農地については、10ヘクタール以上の農地の広がりなく、生産性の低い2種農地と判断されます。転用面積が妥当であるかについては、適切な面積ではないかと判断いたしました。資金については、計画を賄う額の残高証明書が提出されていることを確認しております。汚水はなく、排水計画については、雨水の処理は、敷地内に地下浸透しまして、生活雑排水、汚水は発生しません。周囲の状況は、道路と宅地に囲まれており、隣接地に農地はありますが、土砂流出、日照等には影響が出ないように対策が図られています。

23番につきましては、申請人が個人住宅を建設する転用申請です。申請人は、申請地が実家の近くにあり、生活環境及び交通の便に恵まれた良好な土地ということで選定されました。農地の区分については、10ヘクタール以上の農地の広がりなく、生産性の低い2種農地と判断されます。転用面積が妥当かについては、適切な面積ではないかと判断いたしました。資金については、計画を賄う額の残高証明書が提出されていることを確認しております。給水について、ボーリングにより地下水を利用します。排水計画については、雨水は地下浸透させ、オーバーフロー分は、集水枡に集水し、市道側側溝へ接続放流します。生活雑排水、汚水は、合併浄化槽で処理後、集水枡に集水し、市道側側溝へ接続放流します。周囲の状況は、東西に隣接農地がありますが、土砂流出、日照等には影響が出ないように対策が図られていることを確認しております。また、転用以外に開発許可が必要になりますが、事前審査の書類提出を確認しております。工事期間は、平成26年1月6日より12月1日までを予定されております。許可後は、速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

24番と25番は関連でありまして、申請人が鉄工所を建設する転用申請です。申請人は、平成18年から鉄工所を運営されております

が、法的手続を怠ったことを深く反省され、今回の申請で始末書が添付されております。農地区分につきましては、10ヘクタール以上の農地の広がりがなく、生産性の低い第2種農地と判断いたしました。転用面積が妥当であるかについては、適切な面積ではないかと判断しました。給水はなく、排水計画については、雨水の処理は敷地内に地下浸透して対応し、汚水は汲み取り式の簡易トイレを設置し、対応いたします。周囲の状況は、南側が道路で、東西と北側に隣接農地がありますが、土砂流出、日照等に影響が出ないように対策が図られていることを確認しております。

以上5件、先日の地区委員会で現地確認を行い、立地基準の面及び立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響など、一般基準の面を検討した結果、転用許可基準を満たすことを協議いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 長 ただいま、21番から25番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

続きます、26番。

#### 29番 村上智弘委員

26番から33番について、地区委員会で協議状況を報告します。

26番は、道路拡張の申請です。本年5月の総会で許可相当と決定した駐車場について、通路が狭かったため、今回の申請地を拡張される計画です。資金については、計画を賄う額の残高証明書が提出されております。農地区分につきましては、調整区域内にあるおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、1種農地と判断します。1種農地は原則不許可ですが、本件の申請面積は、既存敷地の面積の2分の1を超えないため、農地法施行規則第35条第5号の既存施設の拡張に該当すると考えます。よって、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。資金については、計画を賄う額の残高証明書が提出されております。現地の周囲は、南側は宅地、西側は市道、東側は転用工事中、北側は譲渡人の農地で、同意は得ております。農地を分断する転用ではありません。転用面積については、通路の一部として適正な面積ではないかと判断されます。雨水につきましては、地下浸透され、オーバーフロー分は市道側溝へ接続されます。被害防除の計画については、周辺に影響が出ないように対策が図られることを確認しております。工事期間は、許可日から来年4月

10日までの4カ月を予定されており、許可後は、速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

27番は、車両置場の申請です。譲受人は、申請地の隣接地で建設機械、産業車両の修理・展示を営んでおられますが、現在のスペースが狭く、作業に困っておられ、今回の計画を立てられました。資金については、計画を賄う額の残高証明書が提出されております。農地区分については、農地の広がり方が小規模であるため、第2種農地と判断されます。現地の周囲は、西側は水路と道路、北側は宅地、東側は雑種地、南側は農地と接していますが、隣接所有者の同意は得てあります。農地を分断する転用ではありません。転用面積については、建設機械及び産業車両置場として適正な面積ではないかと判断されます。雨水につきましては、地下浸透される予定です。被害防除の計画については、周辺に影響が出ないよう対策を図られることを確認しております。工事期間は、許可日から来年3月31日までの4カ月を予定されており、許可後は、速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

28番は、資材置場及び駐車場の申請です。今年の8月の総会で許可相当と決定した特別養護老人ホームの施工業者から、作業スペースが足りないということで、隣接地である今回の申請地を資材置場及び工事車両や作業員の駐車場として、一時的に転用して利用される計画を立てられました。資金については、計画を賄う額の残高証明書が提出されております。農地区分については、農地の広がり方が小規模であるため、第2種農地と判断されます。現地の周囲は、北側は転用工事中、それ以外は農地と接していますが、隣接所有者の同意は得てあります。農地を分断する転用ではありません。転用面積については、資材置場及び駐車場として適正な面積ではないかと判断されます。雨水につきましては、地下浸透される予定です。被害防除の計画については、周辺に影響が出ないように対策を図られることを確認しております。工事期間は、許可日から来年7月30日までの8カ月を予定されており、特別養護老人ホームの施工完了後は、元の農地へ原形復旧されることを確認しております。

29番は、太陽光発電設備の申請です。貸人は高齢で、農業に従事する時間がなくなり、農地の管理について検討されたところ、環境に優しい太陽光発電設備を計画されました。事業を実施するに当たり、資金面のことを考えられ、貸人の娘婿が実施されます。資金については、計画を賄う額の融資証明書が提出されております。農地区分については、農地の広がり方が小規模であるため、第2種農地と判断されます。現地の周囲は、北側は道路、東側と西側は宅地、南側は市道で、転用面積については、太陽光発電設備として適正な面積ではないかと判断されます。雨水の処理につきましては、地下浸透されます。工事

期間は、許可日から来年の7月30日までの7カ月の予定で、許可後、速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

30番は、借人が現在住んでおられるアパートが手狭になったため、集落内開発制度指定区域にある借人の父所有の申請地の一部に個人住宅の建築を申請されるものです。資金については、計画を賄う額の融資証明書が提出されております。農地区分については、申請地は北区役所まで300m以内にある第3種農地と判断されます。現地の周囲は、北側は道路、東側は宅地、南側は雑種地、西側は農地と接していますが、隣接所有者の同意は得てあります。農地を分断する転用ではありません。一部転用面積については、個人住宅として適正な面積ではないかと判断されます。雨水につきましては、溜枿を設置し、北側道路側溝へ放流する計画です。被害防除の計画については、周辺に影響が出ないように対策を図られることを確認しております。また、転用許可以外に開発許可が必要となりますが、開発景観課と打ち合わせ済みです。工事期間は、来年2月1日から7月31日までの6カ月間を予定されており、許可後は、速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

31番は、太陽光発電設備の申請です。貸人は後継者がいないため、これからのことを考え、農作業面積を縮小され、耕作をやめた農地の管理について検討されたところ、環境に優しい太陽光発電設備を計画されました。事業を実施するにあたり、資金面のことを考えられ、貸人の子が代表取締役である株式会社ウォーターブレッジが実施されます。資金については、計画を賄う額の残高証明書が提出されております。農地区分については、農地の広がり方が小規模であるため、第2種農地と判断されます。現地の周囲は、北側は水路、西側は道路、東側と南側は農地ですが、隣接所有者の同意は得てあります。転用面積については、太陽光発電設備として適正な面積ではないかと判断されます。雨水の処理につきましては、地下浸透されます。工事期間は、許可日から来年の7月31日までの7カ月の予定で、許可後、速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

32番も太陽光発電設備の申請です。譲渡人は高齢で、譲受人は会社勤めであるため、農業に従事する時間がなく、農地の有効利用を検討され、環境に優しい太陽光発電設備を計画されました。資金については、計画を賄う額の融資証明書が提出されております。農地区分については、農地の広がり方が小規模であるため、第2種農地と判断されます。現地の周囲は、西側は河川、北側は宅地、東側は譲渡人の農地、南側も農地ですが、隣接所有者の同意は得てあります。転用面積については、太陽光発電設備として適正な面積ではないかと判断されます。雨水の処理につきましては、地下浸透されます。工事期間は、許可日から来年6月30日までの6カ月の予定で、許可後は速やかに

目的どおり転用されることを確認しております。

33番は、譲受人が現在住んでおられる宿舎が手狭になったため、集落内開発制度区域内にある譲受人の妻の父所有の申請地に個人住宅の建築を申請されるものです。資金については、計画を賄う額の融資証明書が提出されております。農地区分については、農地の広がり方が小規模であるため、第2種農地と判断されます。現地の周囲は、北側と西側は道路、東側と南側は農地と接していますが、隣接所有者の同意は得てあります。農地を分断する転用ではありません。転用面積については、個人住宅として適正な面積ではないかと判断されます。雨水につきましては、浸透枡を設置し、北側道路側溝へ放流する計画です。被害防除の計画については、周辺に影響が出ないように対策を図られることを確認しております。また、転用許可以外に開発許可が必要となりますが、事前審査の回答書が提出済みです。工事期間は、許可日から来年の12月31日までの12カ月間を予定されており、許可後は、速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

以上8件、先の地区委員会で現地確認を行い、立地基準の面及び立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響など、一般基準の面を検討した結果、転用許可基準を満たしていると協議しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、26番から33番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

　　続きまして、第6号議案でございます。この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いします。

事務局 　　第6号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(9号)について、ご説明いたします。

　　初めに、所有権移転ですが、明細22ページの1番から24ページの8番までの、合計8件でございます。1番と3番が公社からの買い取り、2番が公社への売り渡し、4番から8番が相対による売買です。

　　面積は、8件合わせまして、田2万2,197㎡、畑1万1,833㎡の合計3万4,030㎡で、売買価格は備考欄記載のとおりとなっております。

　　次に、利用権設定の新規設定分です。明細24ページの9番から4

2ページの45番までで、貸手36名、借手33名の件数37件です。契約期間別では、6年未満が14件、6年以上10年未満が2件、10年以上が21件で、面積は、37件合わせまして、田15万7,058㎡、畑5万1,169㎡の合計20万8,227㎡となっております。権利の種類につきましては、賃借権及び使用貸借権、利用内容といたしましては、水稻、施設野菜、飼料作物、麦及び露地野菜です。

次に、再設定分です。明細43ページの46番から94ページの232番までで、貸手170名、借手139名の件数187件です。契約期間別では、6年未満が137件、6年以上10年未満が4件、10年以上が46件で、面積は、187件合わせまして、田50万6,238㎡、畑13万9,861㎡の合計64万6,099㎡となっております。権利の種類につきましては、賃借権及び使用貸借権、利用内容といたしましては、水稻、施設野菜、飼料作物、大豆、畑作物、果樹及び苗木です。

次に、利用権移転です。明細94ページの233番で、譲渡人1名、譲受人1名の件数1件です。契約期間別では、10年以上で、面積は、田のみの1,276㎡です。権利の種類につきましては、賃借権、利用内容といたしましては、水稻です。

次に、農地所有者代理事業です。こちらは、明細95ページの234番から98ページの243番までで、貸手10名、借手1名の件数10件になります。契約期間別では、全て6年以上10年未満で、面積は、10件合わせまして、田のみの6万3,750㎡です。権利の種類は、賃借権、利用内容は、水稻です。

最後に、農地利用集積円滑化団体による借り上げと転貸しです。明細98ページの244番から99ページの246番までが、熊本市農業協同組合による借り上げ3件で、同じく99ページの247番から100ページの249番が、借り上げた農地の転貸し3件です。契約期間は、6年以上10年未満1件、10年以上2件で、面積は、田2,385㎡、畑8,595㎡の合計1万980㎡となっております。権利の種類につきましては、賃借権、利用内容といたしましては、路地野菜、麦、大豆です。

以上、1番から249番につきましては、先の地区委員会で協議が行われ、全ての案件が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることが確認されております。

第6号議案の説明につきましては、以上です。

議 長

ただいま、事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては、各地区委員会で詳細にわたり確認が行われており、全ての案件が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の基準に適合しているとのでございます。この件について何かご意見はございませんか。



一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、計画案どおり承認することに決定いたします。

続きまして、第7号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願、1件でございます。地元委員の報告に当たりましては、対象農地の耕作状況など調査結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番。

19番 春口豊徳委員

1番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

長嶺東4丁目にお住まいの願出人から、租税特別措置法第70条の6第1項の相続税納税猶予を継続するための証明願です。願出人は、主にピーマン等の露地野菜を栽培されており、願出の農地において願出人自ら引き続き耕作を行い、農業経営を行っている旨、地元農業委員が現地調査を行い、確認しております。

先日の地区委員会におきまして、証明書の交付については問題ないと協議されました。ご審議方、よろしくをお願いいたします。

議 長 ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願出どおり証明することに決定いたします。続きまして、追加議案、農業委員辞任同意について審議をお願いいたします。

農業委員会等に関する法律第24条の規定により、委員は、自己に関する事項についてはこの議事に参加できないこととなっております。恐れ入りますが、上田守王委員は、本件の審議の間、退室をお願いいたします。

(35番委員退室)

議 長 それでは、事務局より説明を求めます。

事務局 追加議案についてご説明を申し上げます。  
熊本市長から市長選任農業委員の辞任に伴う農業委員会の同意につ

いての依頼が参っております。内容は、熊本県農業共済推薦の市長選  
任農業委員、上田守王委員から辞任したい旨の願が提出されてお  
りますので、農業委員会等に関する法律第16条の規定に基づき、農業  
委員会の同意を求めるというものでございまして、追加議案は12月3  
1日付で上田委員の辞任に同意するかどうかをご審議いただくもので  
ございます。よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 　　ただいま、事務局から農業委員の辞任同意についての説明がありま  
したが、この件につきましてご意見、質問等ございませんか。

一 同 　　なし。

議 長 　　異議なしということで、それではお諮りいたします。当案に同意す  
ることにご異議ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、追加議案の農業委員の辞任同意についてを、  
事務局説明のとおり同意することに決定いたします。  
それでは、上田委員に入室をお願いいたします。

(35番委員入室)

議 長 　　ただいま、退任されます上田委員には、これまでの尽力に対しまし  
て感謝申し上げますとともに、ご退任の後も農業発展のためにご指導、  
ご協力を賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

次に、第5のその他について、本日は特にございませぬ。

以上をもちまして、全ての案件が滞りなく終了いたしました。

なお、本総会において議決されました案件については、その事項、  
字句その他整理を要するものについては、会議規則第18条の規定に  
より、その整理を議長に一任願ひしたいと思います。これにご異議ご  
ざいませぬか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしと認めます。

よって、本総会において議決された案件の整理については、これを  
議長に一任することに決定いたしました。

事務局                    以上で、本総会に付議されました案件は全て終了いたしました。  
これにて閉会いたします。

閉    会    午後 3 時 1 0 分

会議の顛末、以上のおり相違ありません。

平成 2 5 年 1 2 月 6 日

会    長    森    日出輝

署名委員    内田   康喜

署名委員    前田   道弘

書    記    水上   賢崇